

第三十七号議案

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三千百三十九億三千六十七万二千円」を「三千百二十三億四千六百三十万五千円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、二百八十九億四千九百三十五万三千円は特別区への貸付けに、二千八百三十三億九千六百九十五万二千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

（提案理由）

東京都区市町村振興基金の額を改める必要がある。